

本会に寄せられるよくある質問

Q01. 集合契約の委任状は、複数の取りまとめ団体に提出する必要があるのでしょうか。【手引きより引用】

委任状は、取りまとめ団体のうち任意の1ヶ所に提出してください。優先すべき提出先はありませんが、取りまとめ団体によっては委任に当たっての条件を示している場合がありますので、詳細は各取りまとめ団体にお問い合わせください。
なお、複数の取りまとめ団体に委任状を提出した場合でも、特に支障はありません。

Q02. 集合契約の委任状は、いつまで保管しておく必要があるのでしょうか。【手引きより引用】

委任状の保管期間は、実施機関一覧表に掲載された日から5年間とします。

Q03. 集合契約に途中から参加することは可能でしょうか。【手引きより引用】

可能です。集合契約に途中から参加する場合も、取りまとめ団体に委任状を提出していただく必要があります。なお、実施機関一覧表の更新は、2019年5月までは随時、2019年6月以降は2ヶ月に1回（偶数月の初日）となります。なお、委任状を提出した日から、集合契約による風しんの抗体検査と風しんの定期の予防接種を実施できますが、費用の請求については、厚生労働省のHPに実施機関として掲載されたことを確認してから、行っていただくこととなります。（HPは概ね2カ月以内に更新）。

Q04. クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。【手引きより引用】

引っ越しなどにより、クーポン券の発行元市区町村と、受検日又は接種日時時点で対象者が居住している（住民票のある）市区町村が一致していない場合は、クーポン券を用い

た風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種を実施したとしても、**市区町村から実施機関に費用を支払うことができません。**住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

Q05. クーポン券の発行を受けていない人が受診した場合はどのようにすればよいでしょうか。【手引きより引用】

まず、本対策の対象者（1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日生まれの男性）かどうかをご確認ください。対象者であっても、クーポン券がない場合には、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができません。クーポン券を持参する必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

※なお、2019年度は、1972（昭和47）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日生まれの男性に対して、住民票のある市区町村からクーポン券が発送されます。それ以外の方（1962（昭和37）年4月2日から1972（昭和47）年4月1日生まれの男性）に対してはクーポン券が発送されないため、特に希望される方は、住民票のある市区町村へ確認の上、クーポン券の発行を受ける必要があります。

Q06. 抗体検査、予防接種について、受託した場合、クーポン券を持参した方には全員に提供しなければならないのでしょうか。それとも特定の曜日に実施する、かかりつけ患者のみを対象とする、一時的に提供を中止する等の対応は可能でしょうか。【手引きより引用】

曜日、対象等の限定は可能です。

実施機関が取りまとめられ次第、厚生労働省において実施機関名や連絡先（電話番号）をリスト化し、国民が広く確認できるようにします。その際、受診前に受診できる曜日や対象等を確認していただく、また、事前の確認なく受診した場合、実施できない可能性がある旨をあわせて記載しています。

各機関において、受診希望の連絡があった場合に、たとえば以下のようにご説明する等の対応を適宜お願いいたします。

①当医院では、○曜日の×時から△時まで風しんの抗体検査を実施しております。その他の曜日、時間帯に受診された場合は風しんの抗体検査を受けていただくことができませんので、予めご了承ください。

②当医院で風しんの第5期の定期接種を希望される場合、ワクチン購入の都合上、接

種を希望される日の□日前までにご連絡の上、ご予約をお願いいたします。

Q07. 国保連合会への書類送付に当たり、郵送の方法に指定はあり

ますか。また、どちらに送付すればよいですか。

書類送付に当たり、郵送の方法に指定はありません。

東京都内の実施機関の郵送先は、

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階

となります。

Q08. 国保連合会への書類送付は、その都度送付してもよいのでし

ょうか。

請求総括書は、同一実施機関から、同一月に1枚のみ送付とされていることから、まとめて毎月10日までに送付してください（10日必着です）。

Q09. 総括請求書等を各医師会が取りまとめて連合会に持ち込むこ

とは可能でしょうか。その場合、何か用紙を添付する必要はあるの

でしょうか。

各実施機関が作成した請求関係書類を取りまとめて持ち込んでいただくことは可能です。その際にご用意いただく請求医療機関や件数を記載した送付書を、請求総括書と併せて提出してください。

Q10. 国保連合会へ請求する総括請求書を、独自に作成したもので

送付したいが問題ないでしょうか。

できれば、厚生労働省ホームページに掲載しているものを使用していただきたいので

すが、この様式に近い形で必要事項を満たして記載していただければ問題ないです。

Q11. 受診票について、裏面も印刷した（両面印刷した）状態のものを使用しないといけませんか。表面のみを請求して問題ないでしょうか。別々に印刷した表面と裏面をホッチキスで止めて提出すればよいか。

両面または表面のみの用紙で請求してください。

Q12. 受診票の読み取りについて、連合会でどの程度読み取れるのでしょうか。クーポン券を枠内に貼っていない場合、返戻となってしまうことを懸念しています。

クーポン券を機械で読み取れなかった場合は、人が目視で確認して入力することとなりますので、機械が読み取れないために即返戻とはなりません。返戻となるケースは、クーポン券が汚れ等により必要な情報が判別できない場合等を想定しています。

Q13. 費用の請求は、いつ頃、どのようにすればよいでしょうか。

【手引きより引用】

原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日又は風しんの第5期の定期接種の実施日の翌月（抗体検査の結果判明日又は定期接種実施日が2019年4月の場合は、2019年6月）以降の10日までに、国保連へ、以下の書類を送付してください。

- ①請求総括書（総計）
- ②請求総括書（小計）
- ③風しんの抗体検査受診票又は風しんの第5期の定期接種予診票

Q14. 月遅れ分の請求はどのようにすればよいのでしょうか。

請求総括書は、同一実施機関から、同一月に1枚のみ送付なので、月遅れ分も全部一緒に請求してください。

ただし、消費税率が異なる月の請求は、市区町村別請求書を分けて作成する必要があります。その場合でも、請求総括書は1枚となりますのでご注意ください。
2019年4月及び5月に実施した風しんの抗体検査及び定期接種の請求は2019年6月10日までに、2ヶ月分のものを1枚にまとめます。

Q15. 区市町村に提出された後に、不備等が判明した場合はどのような形で実施機関に戻ってくるのでしょうか。

各区市町村の確認により実施機関からの請求の誤り等が判明した場合は、区市町村と実施機関との間で個別に調整することとなります。
費用の清算等についても間に国保連合会を通さず、区市町村と実施機関の間で調整することとなります。

Q16. 国保連合会からは、いつ頃お金が振り込まれるのでしょうか。【手引きより引用】

国保連合会での書類受理後、原則として翌月末までに振り込まれます。たとえば、実施機関が2019年7月10日までに国保連合会に請求した金額は、原則として、2019年8月末までに振り込まれます。なお、振込額は1件ごとに消費税率を乗じた上で（1円未満切捨て）、合計した金額となります。

費用請求・支払のスキーム



Q17. 請求支払いのスキームについて説明していただきたいです。

特に他県で受診した場合の請求と支払の流れが知りたいです。

都内実施機関からは、他県在住者分も合わせて東京都国保連合会に一括して請求していただきます。他県での受診分は他県連合会・国保中央会を経由して東京都国保連合会に請求が来てそれを市区町村に請求します。

6月10日に連合会が受け付けた分は、各種処理をしたうえで、医療機関に対し7月末までに支払うという形になります。